

令和 3 年 度

教育委員会定例会（5月）議事録

四條畷市教育委員会事務局

1 開催日時・場所

令和3年5月26日(水) 10時00分から11時45分

四條畷市役所 東別館2階 201会議室

2 出席委員

教 育 長	植田 篤司
教育長職務代理者	山本 博資
委 員	竹内 千佳夫
委 員	佃 千春
委 員	河田 文

3 事務局出席者

教 育 部 長	阪本 武郎	教 育 部 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	木村 実
青 少 年 育 成 課 長	勝村 隆彦	学 校 教 育 課 人 権 教 育・教 科 指 導 担 当 課 長 兼 教 育 セ ン タ ー 長	花岡 純
公 民 館 長 兼 主 任	神本 かおり	生 涯 学 習 推 進 課 長	安田 美有希
図 書 館 長 兼 主 任 兼 田 原 図 書 館 主 任	田中 学	教 育 部 上 席 主 幹 兼 主 任 (生涯学習推進担当)	村上 始
教 育 総 務 課 主 任	木邨 勇貴	総 務 部 施 設 再 編 室 課 長	北田 真一

4 議事録作成者 教 育 総 務 課 織田 紗樹

5 付議案件

議案 第11号	四條畷市立小・中学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
議案 第12号	四條畷市社会教育委員の委嘱について
議案 第13号	四條畷市立公民館運営審議会委員の委嘱について
議案 第14号	四條畷市立図書館協議会委員の任命について
報告 第11号	(仮称) 四條畷市教育振興基本計画の枠組み・骨子案について
報告 第12号	四條畷市立小学校及び中学校における教育指導の計画の報告について
その他	四條畷市公共施設再編検討会の検討状況について 4月1日以降の新型コロナウイルス感染拡大防止に関する対応について

植田教育長

只今から、5月の教育委員会定例会を開催いたします。

議事に入ります前に、私より一言、お詫びを申し上げたいと思います。

この度の四條畷市立学校給食センター元市職員の逮捕を受けまして、保護者皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけし、また、市民の皆様には信頼を損ねる結果となりまして、心よりお詫び申し上げます。

また併せて、給食センター見学等、食育での接点のあった子どもたちへの影響もあり、そういった面におきましても信頼回復を是非ともしっかりとやっていきたいという所存でございます。

私からは以上でございます。

それでは、これより議事を始めます。

四條畷市教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、議事録署名者の指名を行います。

本日の議事録署名者は、河田委員にお願いいたします。

それでは議事に入ります

議案第11号 四條畷市立小・中学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

事務局から本件の内容説明を願います。

木邨教育総務課主任

議案11号 四條畷市立小・中学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項の規定により、四條畷市立小・中学校施設使用条例施行規則の一部を改正することについて議決を求めるものです。

提案理由としては、小・中学校施設の使用について、今年度新たに設置する空調設備を学校施設使用団体へ貸し出すことに伴い、四條畷市立小・中学校施設使用条例施行規則の一部を改正する必要性が生じたため、本案を提案したところです。

改正の経緯及びその概要を説明いたします。

まず、規則改正に至る経過については、令和3年6月末に小・中学校屋内運動場への空調設備設置工事を完了するにあたり、今年の夏から、学校はもとより学校施設の貸出しを受ける団体についても、希望により空調設備を使用いただけることとなります。

これに伴い、団体が付属設備（空調設備）を使用する場合の光熱費の実費負担を定めるため、本案を提案いたしました。

改正の概要といたしましては、資料③新旧対照表のとおり、第8条に、「使用者が付属設備（空調設備）を使用する際は別表に定められた額を負担する」旨を追加し、別表に小学校及び田原中学校は500円、田原中学校を除く中

(木邨教育総務課主任)

学校は700円の負担額を示し、併せて様式に付属設備に関する項目を追加したく考えております。

スケジュールとしては、本日の審議を経て、6月末までに工事完了、併行して団体への周知を図り、コロナ禍により現在中止している学校の施設開放が再開すれば7月1日からの施行を予定しております。

続きまして、小中学校屋内運動場空調設備の使用に係る光熱費負担額の根拠の説明に移らせていただきます。

資料⑤をご確認ください。

小中学校屋内運動場の空調設備については、未稼働設備であり、稼働に係る光熱費実績や学校及び団体の使用動向が定まりません。

このため、ガス式空調を導入している忍ヶ丘小学校校舎棟の空調の使用実績をもとに想定稼働時間を算出し、室外機の容量別に屋内運動場で使用した場合の年間の光熱費を算出のうえ、1時間あたりの単価を算出しました。

なお、工事に先んじて行った実施設計により、屋内運動場のアリーナ面積から機器の設備能力を計算の結果、小学校及び田原中学校には室外機を2台、田原中学校を除く他の中学校には3台を設置することから、負担額は2つの区分に分類しております。

まず、小学校では年間のガス及び電気の想定消費量に係る光熱費が(B)113,867円、中学校では(B')162,953円となっております。

これに対し、機器が定格運転、つまり、設備の能力が100%稼働している状態で運転される想定稼働時間(A)を226時間と仮定し、(B)もしくは(B')を(A)で除した1時間あたりの単価を100円未満切り捨てし、小学校及び田原中学校で500円、四條畷中学校及び四條畷西中学校で700円と設定しております。

この額を、通常の施設使用料とは別に、実費分としてご希望に応じ負担いただく内容で考えております。

なお、本日の上程に先立ち、5月18日の市議会全員協議会において、規則改正の概要について説明を行ったところ、減免に関するご要望や1時間あたりの単価に関し、100円未満を切り捨てるのではなく、多めの費用設定をしても良いのではないかなどのご意見をいただきました。

これについては、学校施設開放の趣旨は、学校教育に支障のない範囲で空き時間を地域のスポーツ振興等のため開放することであり、貸出し時の光熱費は、当然ながら学校運営に係る光熱費と併せ、学校管理費から支出することになるため、実費相当分の減免の設定は今のところ予定しておりません。

また、費用設定についても、空調使用に係る光熱費分の実費負担との考え方であり、分かりやすさと利便性の観点から100円未満を切捨てとするものの、実費以上の負担はそぐわないとの判断から、原案通りのご提案とさせ

<p>(木邨教育総務課主任)</p>	<p>ていただきました。 以上が規則改正の概要でございます。 ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>それでは、本件について、質疑等ございましたらお願いします。</p>
<p>山本教育長職務代理者</p>	<p>規則の改正及び負担額については、現在根拠となるものが示された分しかないので、適正だと考えます。 1点質問ですが、支払いが学校管理費からになるということで、学校管理費の配分についてなんらかの配慮をしなければならないと考えますが、いかがでしょうか。</p>
<p>阪本教育部長</p>	<p>令和3年度予算編成の際に、財政課との協議のもと、推測をもって予算を算定しております。 適正に進捗管理をしながら、必要に応じて財政課と協議をはかっていく必要があると考えています。</p>
<p>佃委員</p>	<p>いよいよ屋内運動場の空調設備が設置されるということで、学校の教育活動も活性化されることは大変望ましいですし、期待される場所だと思います。 さらに空いている時間を市民に有効活用していただくのはとても良いことだと思いますが、実費負担をいただく議論のなかで、ご希望に応じてとのことですが、例えば資料のなかのどうしても冷房が必要になる7月から10月や暖房が必要になる1月から3月は、希望に関係なく必ず費用を負担していただくという議論にはならなかったのでしょうか。</p>
<p>阪本教育部長</p>	<p>元々、空調設備がなく活動をされていたという経緯がございます。 それから、スポーツ競技の特性上、空調を利用できない競技。具体的に言いますとバドミントンは風の影響があるといけませんので、その辺を考慮して選択できるような考え方をしております。</p>
<p>竹内委員</p>	<p>申請時には使うつもりはなかったけど、当日活動し始めたらすごく暑くなってきて、冷房が必要になったというように、申請時から変更する場合がありますかと思いますが、その時はどのように対応するのでしょうか。</p>
<p>阪本教育部長</p>	<p>もちろん制度の周知は必要ですが、前日までのご相談であれば柔軟に対応したいと考えております。 ただし、当日現場に行って、涼しいから使わなかったと、これはご遠慮いただきたく、周知を図ってまいりたいと考えております。</p>

<p>山本教育長職務代理者</p>	<p>また学校管理費のことですが、学校の教育活動とこの施設使用の分との区別が明確ではなく、同じ形で使用量として落とされると。</p> <p>この500円、700円という一定の負担額を決めるということですが、やっぱりある程度検証が必要かと思います。</p> <p>今年度はこの額で良いと思いますが、年度末、今年度は使用できるかわからないので、使用が始まった年度末には実際の使用額と学校が使った分とがわかってくるので、検証をお願いしたいです。</p>
<p>河田委員</p>	<p>空調使用の選択をできるということなのですが、使う団体と使わない団体の証明方法はどのようにするのでしょうか。</p>
<p>阪本教育部長</p>	<p>申請の段階で空調のご利用の確認をさせていただいて、施設の使用と空調の使用に対する許可を判断いたします。</p> <p>その許可書をもって、体育館の鍵を借りに行った際に、空調の操作盤は蓋に鍵がついているので、その鍵を一緒にお渡しするか、体育館の鍵のみか、ここを許可書をもって鍵で管理するという考え方でございます。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>他に質疑等ありましたらお願いいたします。</p> <p>それでは、ここでお諮りいたします。</p> <p>議案第11号 四條畷市立小・中学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、原案のとおり可決することに異議はございませんでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議はないようですので、議案第11号については、原案のとおり可決とすることに決しました。</p> <p>それでは次に移ります。</p> <p>議案第12号 四條畷市社会教育委員の委嘱についてを議題といたします。</p> <p>事務局から、本件の内容説明を願います。</p>
<p>安田生涯学習推進課長</p>	<p>議案第12号 四條畷市社会教育委員の委嘱についてでございます。</p> <p>標記の件について、社会教育委員の任期満了に伴い、社会教育法第15条第2項の規定により、別紙のとおり新たに委員を委嘱する必要が生じたため、本案を提案いたしました。</p> <p>新旧対照表をご覧ください。</p>

(安田生涯学習推進課長)

任期は令和3年6月1日から令和5年5月31日までの2年間でございます。

名簿の中段あたり、新任に丸がついている4名の委員に変更がございます。

新たな委員としましては、社会教育の関係者として、四條畷市スポーツ少年団本部より小金井秀明氏、四條畷市立公民館運営審議会より福永エミ子氏、家庭教育の向上に資する活動を行う者として、四條畷市PTA協議会より井上典彦氏、学校教育の関係者として、田原中学校校長・鉄寿広氏を挙げております。

性別は男女比6対4となっております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

植田教育長

それでは、本件について、質疑等ございましたらお願いします。

それでは、ここでお諮りいたします。

議案第12号 四條畷市社会教育委員の委嘱について、原案のとおり可決することに異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

異議はないようですので、議案第12号については、原案のとおり可決とすることに決しました。

それでは次に移ります。

議案第13号 四條畷市立公民館運営審議会委員の委嘱についてを議題といたします。

事務局から、本件の内容説明を願います。

神本公民館長兼主任

議案第13号 四條畷市立公民館運営審議会委員の委嘱についてでございます。

このことについて、別紙のとおり四條畷市公民館運営審議会委員の委嘱について、議決を求めるものでございます。

提案理由としましては、四條畷市立公民館運営審議会委員の任期満了に伴い、新たに当該委員を委嘱する必要性が生じたため、社会教育法第30条第1項の規定により委嘱したく、本案を提案いたしました。

委員名簿をご覧ください。委員の任期は、令和3年6月1日から令和5年5月31日の2年間となります。

次に新旧対照表をご覧ください。全員再任でございまして、特に変更はございません。委員10人の男女の比率は4対6でございます。説明は以上です。

植田教育長

それでは、本件について、質疑等ございましたらお願いします。

それでは、ここでお諮りいたします。

議案第13号 四條畷市立公民館運営審議会委員の委嘱について、原案のとおり可決することに異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

異議はないようですので、議案第13号については、原案のとおり可決とすることに決しました。

それでは次に移ります。

議案第14号 四條畷市立図書館協議会委員の任命についてを議題といたします。

事務局から、本件の内容説明を願います。

田中図書館長兼主任
兼田原図書館主任

議案第14号 四條畷市立図書館協議会委員の任命についてでございます。

別紙名簿のとおり、四條畷市立図書館協議会委員の任命について、議決を求めらるものでございます。

提案理由といたしましては、四條畷市立図書館協議会委員の任期満了に伴い、新たに委員を任命する必要があるため、図書館法第15条の規定により任命したく、本案を提案するものでございます。

別紙の四條畷市立図書館協議会委員名簿をご覧ください。

委員定数は、四條畷市立図書館協議会条例第3条の規定により10名であり、候補者は、同協議会条例第2条「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命する」との規定に基づいて選び、学校教育の関係者2名、社会教育の関係者3名、家庭教育の向上に資する活動を行う者2名、学識経験のある者3名となっております。

任期は、令和3年6月1日から、同協議会条例第4条により2年でございまして、令和5年5月31日までとなります。

次に、四條畷市立図書館協議会委員新旧対照表をご覧ください。

任命候補者のうち4名が新任であり、学校教育の関係者として鉄寿広様、社会教育の関係者として藤井啓子様、家庭教育の向上に資する活動を行う者として金城優子様、学識経験のある者として尾崎安啓様でございます。

その結果、性別比率は、男性が1名増加し、男性3、女性7となります。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

植田教育長

それでは、本件について、質疑等ございましたらお願いします。

それでは、ここでお諮りいたします。

議案第14号 四條畷市立図書館協議会委員の任命について、原案のとおり可決することに異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

異議はないようですので、議案第14号については、原案のとおり可決とすることに決しました。

それでは次に移ります。

報告第11号 (仮称) 四條畷市教育振興基本計画の枠組み・骨子案についてを議題といたします。

事務局から、本件の内容説明を願います。

木邨教育総務課主任

報告第11号 (仮称) 四條畷市教育振興基本計画の枠組み及び骨子案について、先月の策定方針のご可決の後、第2回の策定委員会を開き、計画の枠組み及び骨子の案を本日お示しのとおり取りまとめましたので報告いたします。

先ず、基本方針については、学校教育分野を①主体的に考え行動する「生きる力」を育む教育の推進、②個を認め、寄り添い、活かす教育の推進、③地域の教育コミュニティづくり、④学びを支える教育環境の整備、⑤学びを支える教育体制の整備の5つに、また、社会教育分野を⑥豊かな生涯学習活動と地域を創造する学びの環境整備に分類し、右に示す1から3つの施策をそれぞれに紐づけております。

それに見込む施策、事業については、中央に薄字で現在の教育振興ビジョンにおける施策を一旦記載しており、新たな計画として整理する作業過程において、一番右に記載の所管ごと、計画期間を見据えた表記、方向性へと内容修正する予定です。

また、その右側に、昨今の本市の取組みや国の教育振興基本計画、中教審答申などを参考に、計画期間を見据えて盛り込むべきキーワードをピックアップしております。

加えて、各施策の方向性を示す国、大阪府、市の方針や指針、また、各施策内容を具体的に示す分野別計画をその右にお示ししております。

本日は、基本方針、施策はもとより、計画期間を見据えて盛り込むべきキーワードや視点についても重点を置き、委員皆さまからのご意見をいただきたく、意見交換をお願い申し上げます。

植田教育長

それでは、本件について、ご意見等賜れればと思います。

佃委員

いよいよ、教育基本振興計画という大きな建物を建てる基礎づくりというか、とても大変なことだと存じ上げております。

先般からの市長との議論のなかでも、これに対する期待も承っておりますので、いろいろお考えになってこの枠組みを作られたんだというのはわかるのですが、その時の議論を鑑みますと、基本方針というところは、前回作った教育大綱の基本方針とある程度関連すべきものではないかなと思いつながら見させていただいたのですが、例えば、大綱の基本方針1は「子どものやってみよう」と伸ばす教育」という文言です。

これは、基本計画の基本方針の1と照らし合わせられますし、また、2は大綱の2、3の地域のコミュニティは基本方針の5、そして学びを支える教育環境の整備は大綱の2、学びを支える教育体制の整備は基本方針の3、最後の豊かな生涯学習の部分は、生きる協同体のなかに含む5と考えれば、関連できるのではないかと考えております。

また、その次の施策の部分ですが、例えば、2の個を認めのなかの教育と福祉の連携とか多様なニーズに即した教育の提供などという文言は、手段の目的化というか、少し書き方を変えるだけでわかりやすくなるのではないかなと。

あと、事業が後ろにくっついてきますから、どうしてもこの事業をどこに盛り込むかということで、すごく小さいところばかり見がちになってしまっていて、なかなか基本計画の全体像を決めにくい部分はあると思いますが、大綱の内容を大事にしながら、もう一度大きく見てから後で細かいことをつけていくという考え方を柔軟にされた方が良いと思います。

これは部署単位で作っておられますから、限界はわかりますが、横の繋がりを大事にされてお作りになったらいかがかなと思いました。

山本教育長職務代理者

私も佃委員に賛成なのですが、教育大綱を作った時に、あくまでも教育基本計画は教育大綱の基本理念を参酌するかたちで、大綱を共有したかたちで作ろうということですので、もちろん上位下位という掲示にはなっていないとは思っています。

したがって、そのなかのひとつの部分を取り出してということになるかとは思いますが、一番議論になった部分が社会教育分野についての大綱の記述がないということがあります。

大綱の基本理念、めざす教育像、特に基本方針が5つありますので、それを具体化していくというかたちのなかに、この基本計画は位置づけられるかなと思っていますので、基本計画の基本方針を大綱の基本方針にある一定位置づけたかたちにする必要があると思います。

<p>(山本教育長職務 代理者)</p>	<p>佃委員が言われたように、具体の部分が基本計画の基本方針ですが、大綱の基本方針と一致しているというか、番号で仰られましたが、できれば大綱を元にしたかたちで、そのなかに基本計画の基本方針を位置づけていくのがわかりやすいかと思います。</p> <p>それから、現行の振興ビジョンにつきましては、課題が出たときに、今ある課題、例えばGIGAスクール、学力向上、そういうことが課題であれば、追加をしていって大変膨大になっています。</p> <p>これについてはいろいろな議論があって、市長にもたくさん盛り込みすぎですねと言われたことを記憶しています。</p> <p>そのなかで、本市の教育の柱が見えにくくなっていると感じています。</p> <p>したがって、新たに教育基本計画を作るときには、その柱を6つにわけられたと思いますが、振興ビジョンのすべてを網羅するのではなく、アクションプラン等に落としていくことも必要かなと考えています。</p>
<p>竹内委員</p>	<p>私も同様の意見ですが、教育大綱との関連付けをもう少し明確にした方がわかりやすくなると思います。</p> <p>それから、生涯学習等については、例えば高齢福祉課等、他課との関連性も出てくるのではないかと思います。</p> <p>所管課を見ると、教育委員会内部の担当部署を羅列しているのですが、他課との関連付けをしたらどうかなと思いました。</p>
<p>山本教育長職務代 理者</p>	<p>意見が多岐にわたってしまいましたが、本市の教育の先を見たときに、何を重点的にしていかなければいけないのかというのは、我々も議論していかないといけないと思っています。</p> <p>特に基本計画は10年以上の長いスパンにわたって計画を作るというなかで、10年間見据えると、教育も随分変わると思います。</p> <p>コロナの影響で、1、2年で授業の形態として教育の中身が変わり、教育環境もGIGAスクールの前倒しということですごく変わりました。</p> <p>そのなかで、本市の教育で変わらないもの、普遍的なものは一体何かというのを考えていく必要があると思っています。</p> <p>今までずっと本市が積み上げてきたもの、具体的に言うと、外国語活動やプログラミング教育、こういったものがこれからもずっと残っていく。ICT環境も整備していかなければならない。これらは普遍的かなと思いますので、1つの柱になるかなと。</p> <p>同時に、本市が社会教育で取り組んできた若者育成というかたちで、ひきこもりの問題は大きいので、これについては10年経っても変わっていないのではないかと。むしろ増えていくのではないかと思います。</p> <p>そして、支援教育はこれから益々重要性を増していくので、10年のスパンのなかで必要になるかと思っています。</p>

<p>(山本教育長職務 代理者)</p>	<p>そういうなかで見ると、6番めの豊かな生涯学習活動と書かれている分については、考え方を変えないといけないと思います。</p> <p>というのは、今、小学生の教育をしています。その教育は何のためにしているのかというと、大人として生涯学習をどのように取り組んでいくのかという基礎を作っていると思いますので、それを小学校、中学校、高校、大学、社会人というかたちで繋げていく。それが生涯学習活動かと思しますので、そこに若者の健全育成も学習支援も関係するので、6番めのところに、従来の学校教育、社会教育と切り離しをされている部分を接続するようなことが必要かと思いました。</p> <p>何でこういうことを言うかと申しますと、私は大阪府の教員育成協議会のメンバーで、大阪府の教員育成研修計画を含めてトータルの像をこの5、6年かけて作り上げる委員をしていました。</p> <p>そのなかで何をやっているのかというと、教員というのは、養成過程、0期と言いますが、0期から含めて50代、60代、教員の現職にいてますので、そのなかの学びを一貫して、30年、40年のスパンでこういうことをしていかなければならないという教員像を作り上げています。</p> <p>これは、学校教育は学校教育で、教職に就いたら教職で、採用時点の教員像だけではなくて、ずっと一つの教職の仕事をしていくなかで、こういうことをしなくてはならないというのをほとんどの教職の分野にわたって作られています。</p> <p>そういうことが、本市の教育のなかにも必要ではないかと思えます。</p> <p>抽象的でわかりにくいかもしれませんが、従来の枠組みにとらわれないかたちで作っていく必要があると思います。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>10年を超える14年という長いスパンでございますので、いただきましたご意見をふまえ、再度、骨子に加えていきたいと思えます。</p> <p>それでは、次に移ります。</p> <p>報告第12号 四條畷市立小学校及び中学校における教育指導の計画の報告についてを議題といたします。</p> <p>事務局から本件の内容を説明願います。</p>
<p>花岡学校教育課人権 教育・教科指導担当課 長兼教育センター長</p>	<p>報告第12号 四條畷市立小学校及び中学校における教育指導の計画の報告について報告いたします。</p> <p>四條畷市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第13条に基づき、年度当初、各校の指導計画について、別冊子・学校教育計画として作成しましたので、報告いたします。</p> <p>冊子としてまとめている各学校の教育計画をご確認ください。</p> <p>まず、本条文は、「校長は、次の各号に掲げる事項について、毎年学年初め</p>

<p>(花岡学校教育課人権教育・教科指導担当課長兼教育センター長)</p>	<p>に、教育委員会に報告するものとする。」と記載されています。各号の内容は、(1) 学校経営計画、(2) 学習指導及び生徒指導の重点、(3) 健康管理と指導の重点、(4) 日課表、(5) 校務分掌、(6) 行事予定表、(7) 教職員の研修計画の7項目でございます。</p> <p>一年間の教育活動は、各校において作成された本教育計画をもとに行われることとなります。報告は以上です。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>それでは、本件について、確認質問等ございましたらお願いします。</p> <p>それでは、その他案件に移ります。 事務局から2件確認しております。 まず、四條畷市公共施設再編検討会の検討状況について、お願いします。</p>
<p>北田施設再編室課長</p>	<p>四條畷市公共施設再編検討会の検討状況について、内容説明いたします。</p> <p>3月教育委員会定例会におきまして、令和2年度第4回及び第5回の公共施設再編検討会の開催状況について報告いたしました。</p> <p>本日配布の資料1から資料4につきましては、令和2年度第4回及び第5回の公共施設再編検討会の議事録全文となっております。</p> <p>内容につきましては、3月教育委員会定例会にて説明したものと重複するため、割愛させていただきます。</p> <p>また、公共施設再編検討会の開催状況といたしまして、令和3年4月28日(水)と5月26日(水)に令和3年度第1回及び第2回の開催を予定しておりましたが、緊急事態宣言の発出に伴い、両日程の開催は延期しているところでございます。</p> <p>今後につきましては、5月末までの緊急事態宣言の期間が再延長となる可能性もございますので、今後の状況を見極めつつ開催日程を検討してまいります。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>それでは、本件について、確認質問等ございましたらお願いします。</p> <p>それでは次に、新型コロナウイルス感染拡大防止に関する対応について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>木村教育部次長兼学校教育課長</p>	<p>令和3年4月22日以降の新型コロナウイルス感染拡大防止に関する対応について、本日机上配布させていただいた別紙のとおり、報告いたします。</p> <p>まず小中学校の教育活動については、緊急事態宣言が5月31日まで延長されましたが、これまで通り、教室40人の通常授業を継続する、感染リスクの高い活動はしない、不安を感じる児童生徒については十分な学習支援を</p>

<p>(木村教育部次長兼学校教育課長)</p>	<p>行う、府県間の移動を伴う教育活動は中止または延期、部活動については原則休止とするとしています。</p> <p>次に学校の休業につきましては、田原中学校においてクラスター認定がされました。そのほか、記載のとおり学校休業を行っているところでございます。</p> <p>なお、学びの継続性を趣旨として、タブレットPCを活用し、同期、非同期、一方向、双方向通信など、学校現場で様々な工夫と試行錯誤が行われていることも申し添えておきます。</p> <p>併せまして、学校施設の運営や状況、社会教育施設の屋内外の運営状況についても、緊急事態宣言の延長を受け、それぞれの期日を5月31日まで延長としています。私からは以上です。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>本件について、確認質問等ございましたらお願いします。</p> <p>それでは、本日予定の案件の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして定例会を閉会いたします。どうもお疲れ様でございました。</p>

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年7月28日

四 條 畷 市 教 育 長

植 田 篤 司

四 條 畷 市 教 育 委 員

河 田 文